

## 第4部 ワークショップ（最終報告・シンポジウム）

アンケート・面談調査から、在宅で生活している方が「将来の希望する住まい」として、グループホームなど自立した生活（57%）を望んでいることが浮彫りになりました。今後、地域でどのようにグループホームを設置していくか等を、運営に直接携わっている講師から「重度障害者・保護者が安心して生活できる場づくり」として、グループホームの支援体制の在り方についての講演をリモートにて実施いたしました。

日 時：2021年2月20日（土） 13:00～16:00

場 所：東京都豊島区 IKE・Biz 第2会議室（WEB会議）

参加者：75名（会場 12名 / リモート 66名）

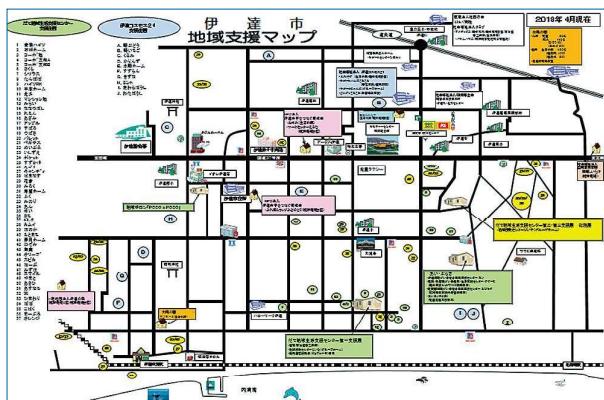
### 重度重複障がいのある方のGHの開設と運営の課題～実践から見えてくる障壁と課題～

社会福祉法人 伊達コスモス21 統括事業管理者 大垣 勲男

この度の最終報告会でお話しさせていただくことは、1. 北海道伊達市における実践の概要と暮らしの様子、2. 施設（グループホーム）整備上の課題と改善要望、3. グループホーム運営上の課題と改善要望の3点です。

#### 1. 北海道伊達市における実践の概要と暮らしの様子

北海道の伊達市には100軒を超える地域住居に500人以上の障がいのある方が住んでいます。そのうち、3法人が運営するグループホームが65軒あり約390人が利用しています。市内には昭和43年に開設された児から者までの知的障害者総合援護施設「太陽の園（定員180人）」があり、施設の定員を縮小し入所者の地域移行を進めてきたこと、そしてその地域生活支援システムは全国のモデルの一つとなっています。（社福）伊達コスモス21は太陽の園から中重度者の受け入れ法人として、通所授産施設（H15）やグループホーム、ホームヘルプサービス等を整備してきた経緯があります。法人の設立準備をしていた頃、「重度重複障がいのある人たち（伊達肢体不自由児者父母の会）との出会いがあり、「福祉の町伊達のノーマライゼーションは本物ですか？」」「伊達でお腹をいため、伊達で産んだ子ですよ……」「伊達にも隣町の室蘭にも養護学校があるのに入学させてくれない……札幌や夕張でもガマンします……でも……」「私達の子供には養護学校を卒業した後に通う場も、住まいもないのです！」という切実な訴えを聞かされました。この母親たちの訴えに突き動かされ、重度重複障がいのあるSKさんの高等部卒業に合わせ既存のグループホーム「あさひ」を改修し入居してもらい、また、通



#### 重度重複障がいのある人の出会い…

- ・法人設立の前々年(H11)…
- ・SKさんの母親たちとの出会い  
「福祉の町伊達のノーマライゼーションは本物なんですか？」
- 「伊達でお腹をいため、伊達で産んだ子ですよ…」
- 「伊達にも室蘭にも養護学校があるのに入学させてくれない…、札幌や夕張でもガマンします…でも…」
- 「私達の子供には養護学校卒後に通う場もない、住まいもないのです！」

### 難しいことはシンプルに考えるべし！

- ・親は看護師でもないし、介護福祉士でもない…
- ・だけど、重度重複障がいのある我が子のプロ…
- ・養護学校でやれて、私たちにやれない筈がない！
- ・やれないとしたら制度と金の問題か…



### まずは、住まい(GH)の準備

- ・GH「あさひ」(H11開設)を改修(252万)…  
玄関スロープ、14畳の土間コンエ場を床上げ、上下する車椅子用洗面台、居室に身障トイレを建設会社…利益無し、今後こういうホームが増えるだろうから…勉強、勉強
- ・伊達で初めての夜間支援体制をとったホーム、日本で初めて精神の利用者が知的GHを利用したホームに今度は重度重複の利用者を
- ・知的障がいの人たちとの融合は…  
真駒内養護学校3年次(H14年)…夏休み、冬休みの帰省時にお茶・食事に親子を招く…知的障がいのある入居者達が、まるで弟分のように気を遣ってくれた…

所授産施設に配置義務のない看護師や作業療法士を配置し、設置義務のない浴室等を整備していきました。この取り組みは北海道では初めてのこと、SKさんの後輩たちとその親御さんたちに希望を持っていただきました。

平成17年12月には重度重複障がいのある方が専用に利用する「野ぶどう（定員9人）」を新築、個人単位のホームヘルプサービス（月支給量320H）も併用し重度重複障がいのある人たちの本格的な地域生活が始まったわけです。

グループホーム野ぶどうは閑静な新興住宅地に開設され、隣には市立の保育所が後に設置されました。敷地面積は、当初300坪（のちに機械浴室増築の為385坪）、床延面積は147.5坪、定員9名、総建築費は1億1千500万円を要しました。間取りや設備としては、全館バリアフリー、ホームエレベーター、セントラルヒーティング、32畳のリビング、廊下幅は車いすが交差できるように1,800mm、居室は全室10畳に車いす用洗面台付設、障がい特性に応じ衣類交換台やシャワーが付設された前室付き3ブースの多目的トイレが2か所、洗濯機4台、大型乾燥機2台が設置された10畳の洗濯乾燥室、2階には32畳のベランダ、非常用すべり台も付設されています。浴室は2か所あり1.5坪タイプのユニットバスと10畳の脱衣所と10畳の機械浴室が整備され、基本的には風邪や怪我がない限り全員が毎日入浴しています。定員9人ですが1室は医療的ケアを必要とする方も利用できる福祉型強化短期入所事業を空床型でおこなっています。入居している8人は全員支援区分6、うち重度障害者等包括支援対象者7人となっており、入居後の変化を親御さんや高等養護学校の先生に聞いてみると、「笑顔と発声が増えた。」「意思表示が増えた。」「入浴するようになった。」「自傷や興奮が減った。」「他者に対して興味関心が高まった」という声が聞かれました。

### 重度重複障がい者が利用する待望のGH「野ぶどう」開設（17年12月）

※GHあさひでの実験が「自信」に繋がる、SKさんの後にも伊達市や近郊の後輩その家族が期待満々…  
1)新興住宅地に隣接し、土地300坪、床延面積137.5坪、定員9名…H30年機械浴槽増築(10坪)

2)全館バリアフリー、ホームエレベーター、セントラルヒーティング、32畳のL型、10畳にロッカー・車椅子用洗面台付設の居室、障がい程度に応じた多目的トイレ6つ、洗濯乾燥室10畳、36畳の2Fベランダ、車いす用苅畠、表札のニッチETC

3)整備費～7,500万円（自己資金3千万、借入2.5千万、伊達市2千万円→北海道地域政策総合補助）  
※追加工事と増築2回(4000万円)

4)支援スタッフ一常勤世帯2名+常勤ヘルパー14名、夜間支援は2名体制、毎月避難訓練実施

5)ホームヘルプ支給時間～1ヶ月240時間～320時間、マンツーマンの介助体制、  
平日7.5時間・休日13.5時間

6)利用者の成長と変化

①利用者8名は全員が区分6、うち重度障害者等包括支援対象者7名

②利用者の変化・笑顔と発声が増えた。意思表示が増えた。トイレでの排泄が増えた。入浴するようになった。自傷や興奮が減った。他者に対して興味関心が高まった。



H15. 4. 7 「GH あさひ」に入居するS.K.さん

閑静な新興住宅街に  
たたずむグループ  
ホーム「野ぶどう」の  
全景(147.5坪)





平成17年の野ぶどう開設後、中古住宅を改修して重度重複障がいのある人が入居できる「みんと」、「かりんず」と増えていき、平成29年にはホームヘルプサービスを入れずにグループのスタッフだけで運営するホーム「わたぼうし」の開設に続いていきました。

野ぶどうやわたぼうしの利用者は、決してグループホームと通所施設との往復をしているだけではなく、地域社会の中で役割を持ち多くの市民と同じように地域生活を謳歌しています。夏は海や山に出かけ、冬には手作りの車いす用そりでゲレンデを滑走して楽しんでいます。





## 2. 施設整備上の課題と改善要望

### 【グループホーム整備上の課題】

#### (1) 広い土地の確保とその取得費用が高負担

重度重複障がいのある方が利用するグループホームに望ましい土地の広さとしては、車いす送迎車両（コミューター・キャラバンクラス）が取り回せるスペースと世話人・生活支援員等グループホームスタッフ、更にマン・ツー・マンでサービスを提供するホームヘルパー等の駐車スペースを考慮すると最低市街地に300坪程度の土地の確保が必要となります。実際に野ぶどうの敷地は385坪、わたぼうしの敷地は451坪（同一敷地内に高齢障がい者用のグループホームも設置）となっており、市街地にこれだけのまとまった土地を取得するのは設置者にとってかなりの負担となっています。

#### (2) 建設費に対する施設整備費の国庫補助が不十分

グループホームの施設整備費の国庫補助額は令和2年度の都市部単価で2,580万円（定員4~10人）であり、それに短期入所整備加算1,140万円とエレベーター等設置整備加算204万円が追加される程度で4,000万円にも満たない補助額となっています。参考として、定員9人の野ぶどうの建設費は機械浴槽等の備品を含めず11,500万円、5人定員のわたぼうしで7,500万円、7名定員の高齢障がい者専用のグループホーム麦わらぼうしで8,500万円でした。家具等の備品や特殊浴槽等を含めると一棟当たり約1億円前後は必要となることから建設費も設置者にとって高負担となっています。

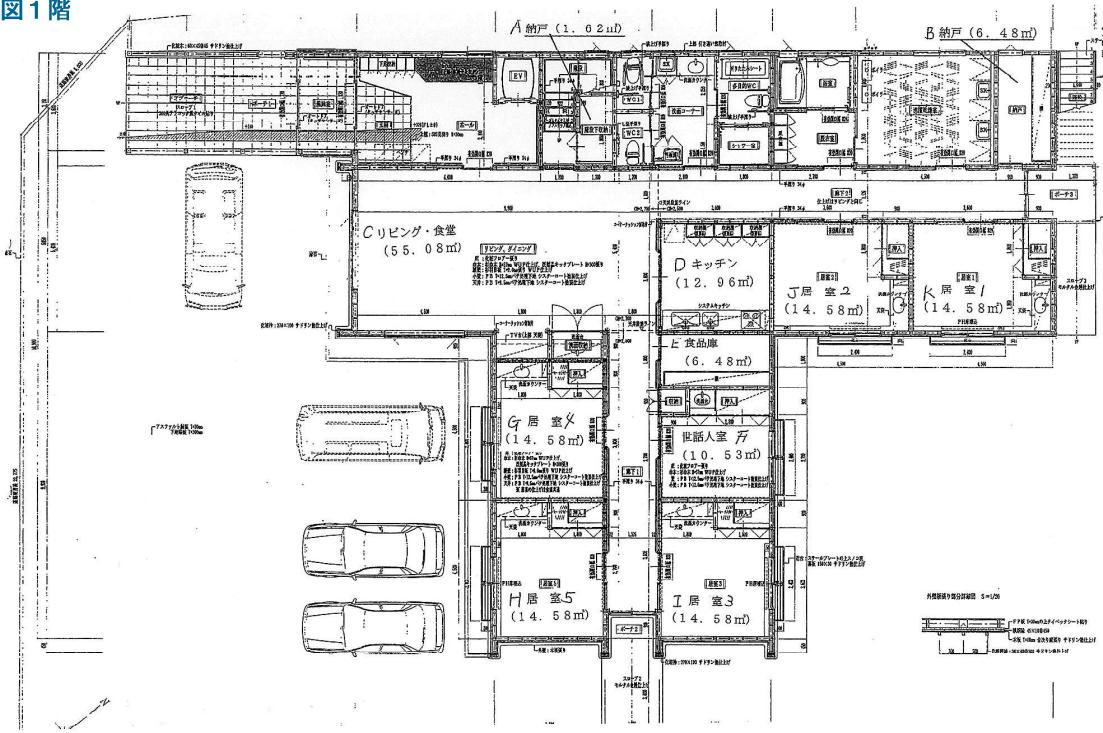
#### (3) 重度重複障がいのある利用者のグループホームに必要な10の設備等

- ①玄関は広め（最低車いす2台に介助者2人）にとり、車いす保管室を付設
- ②廊下幅は1.8m（車いすのすれ違い可能な幅を）
- ③居室は最低8~10畳と車いす用洗面台を各居室に付設（両脇に介助スペースを）
- ④トイレには前室を備えブースは複数。更にシャワーブースと衣類交換台を付設
- ⑤浴室はユニットバスと機械浴室の2タイプ、脱衣室には衣類交換台を付設
- ⑥8~10畳の洗濯乾燥室、洗濯機は定員の1/2台は必要。大型の衣類乾燥機も
- ⑦収納～居室に1間の納戸だけでは不足、別に共用できる広い収納室が必要
- ⑧リビング兼ダイニングは定員の2倍相当数のスペースが必要  
(※個人単位のホームヘルパーが付く可能性から)
- ⑨玄関以外の避難口からの避難路の舗装
- ⑩スプリンクラーと自動火災報知機 約500万円（消防法施行令六項の口を想定）

以上、10項目の要件を満たして建設した野ぶどう（定員9人）は147.5坪。わたぼうし（定員5人）は84坪、麦わらぼうし（定員7人）は131坪となっています。参考までに野ぶどうの平面図を掲載します。

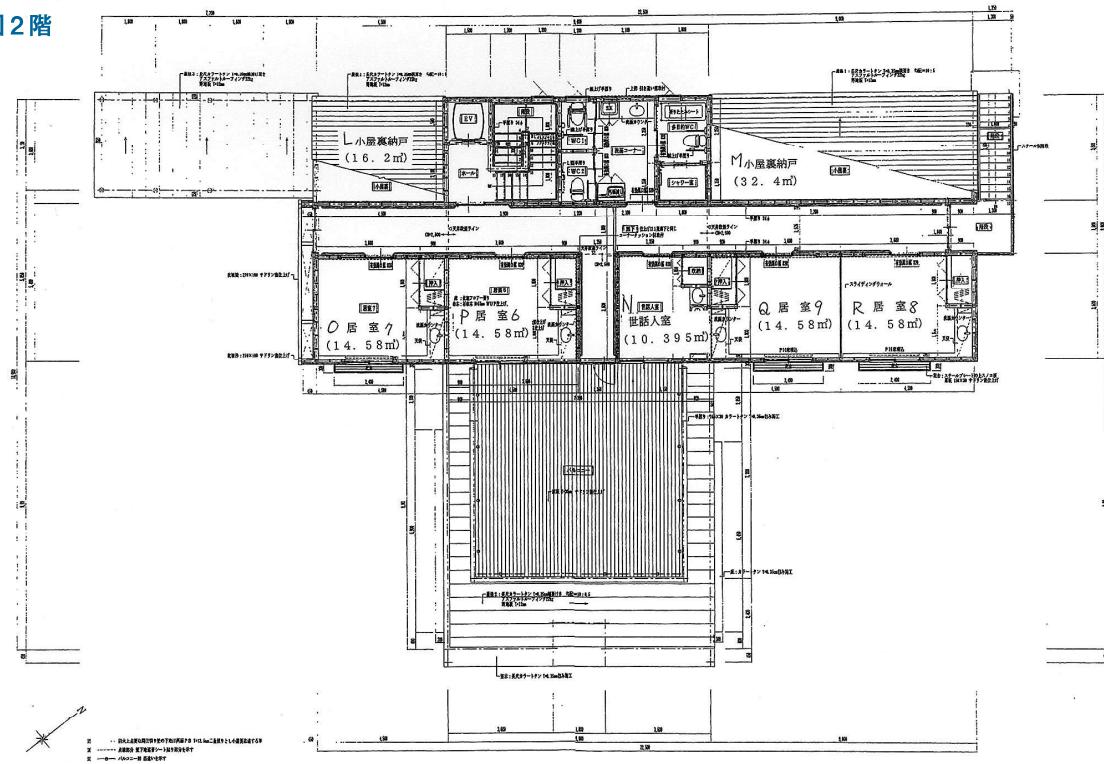
**GH野ぶとう**

**平面図1階**



**GH野ぶとう**

**平面図2階**



### 【施設整備上の課題に対する改善要望】

#### (1) バリアフリー加算の創設を！

バリアフリーというと段差解消（水平・横）をイメージしますが、車いすを使用する利用者が入居するグループホームの建物は、玄関・廊下・居室・トイレ・脱衣所・浴室等ほとんどの部屋が広めに必要となります。更に車いす保管室や衣類乾燥室・共用の収納室等が必要なことから狭さがバリア（障壁）となります。一般の住宅や知的障がいのある方が利用するグループホームに比べ建築面積が相当増えることになるためバリアフリー加算の創設を切に願います。

#### (2) 機械浴槽・特殊浴槽等整備加算の創設を！

重度の肢体不自由のある利用者によっては、一般的なユニットバスの他に機械浴槽がグループホームに必要な場合が多い。機械浴槽（500～1,200万円）の購入費に加え浴室及び脱衣室も広めに必要となり、その設備整備費が設置者に重くのしかかっているため特殊浴槽整備加算を施設整備費に設けてほしい。参考までに野ぶどうに設置されている機械浴槽と脱衣所の写真を掲載します。



### 3. 運営上の課題と改善要望

#### 【運営上の課題】

##### (1) 重度重複障がいのある利用者が必要な支援（介助）を受けて暮らすにはあまりにも脆弱なグループホーム制度。

重度重複障がいのある支援区分6の利用者が4人いるホームですと、指定上の世話人配置基準4対1の場合は世話人が1人となり、生活支援員は支援区分6の場合2.5対1なので1.6人となります。つまり、2.6人で全てを賄うことになりますし、この基準で報酬が積算されていますので現実的配置基準ではありません。重度重複障がいのある方のグループホーム利用が進まない（運営者が受け入れない）大きな理由の1つです。

##### (2) 個人単位のホームヘルプサービス利用に係る国庫負担基準の問題

前述したグループホーム制度の人員配置基準が十分でないがゆえに個人単位のホームヘルプサービスを利用することになりますが、そこに重度訪問介護の国庫負担基準の壁が立ちはだかります。

グループホームに入居する重度重複障がいのある方の場合、日中活動事業所に通っている時間や帰省中の時間を除いた起床から就床までの比較的長い時間のホームヘルプサービスを利用しますので、サービスの類型としては重度訪問介護を利用する場合が多いわけです。つまり、平日の朝夕で7～8時間、休日ですと12～13時間必要となれば、1か月あたり300時間を超えてしまうわけです。現行の支援区分6の方の重度訪問介護における国庫負担基準は月48,110単位（481,100円）、さらに障がいの重い重度障害者等包括支援対象者

で重度訪問介護のホームヘルプサービスを利用する場合の国庫負担基準は月 69,830 単位となっています。この単位数を時間数に換算すると 1か月あたり 170 時間前後にしかならず、全介助に近い方であれば不足してしまうわけです。厚労省は「国庫負担基準は支給量の上限ではありません」と通知まで出していますが、国庫負担基準を超えて市町村が支給した場合は、超過した分の全額を市町村が負担する仕組みとなっています。超過した分を助成する仕組みとして「重度訪問介護利用促進市町村支援事業」がありますが、決して市町村に対しての十分な救済措置とはなっていません。実際に伊達市では月 320 時間の利用者 6 人で年間 2,000 万円超過し、重度訪問介護利用促進市町村支援事業によって 1,000 万円が戻ってくるという状況です。

つまり、重度訪問介護の国庫負担基準はホームヘルプサービスを使用する上で必要な支給量の落し蓋的役割を果たしているわけです。

### 平成30年度報酬改定国庫負担基準

重度訪問介護利用者		単位
区分3	21, 500	
区分4	26, 920	
区分5	33, 740	
区分6	48, 110	
重度障害者等包括支援対象者		
区分6	85, 750 単位	
重度障害者等包括支援対象者で、居宅介護、行動援護又は重度訪問介護を利用する者		
区分6	69, 830 単位	

#### さん(摂食・入浴・吸引等)の支援計画

平成19年5月1日

野ぶどう		利用種類	通常 (主治医からの特別指示書)	ふみだす		ふみだす配置の看護婦					
提供医療機関	伊達赤十字訪問看護ステーション			自宅		家族対応					
管理者	S氏							※土・日は帰省することあり			
電話 (日中)	0142 - -										
(携帯)	090 - -										
月～金 (18:30～19:00)	ボランティア(NS)										
	時間	支援・処置内容	月	火	水	木	金	土	日	備考	
野 ぶ どう	7:00	起床 吸引・吸入	担当ヘルパー							気道狭窄分離術後、経口からの食事摂取が可能となったためラコールなどの流動食は必要なし 水分は経口から摂取できるが飲料が少ないようであれば NS の対応時、胃管から注入1 日水分150000目安としている	
	8:00	朝食	ヘルパー								
	8:40 ↓ 9:10	水分(200CC) 投薬 吸引	日赤訪看								
ふ み だ す	9:45	出勤									
	10:00	シリタ(200CC)									
	12:00 ↓ 13:00	昼食 水分(200CC) 投薬 吸引									
	14:10	退勤									
野 ぶ どう	14:30 ↓ 15:10	入浴 シリタ(200CC) 吸引	日赤訪看 ヘルパー								
	17:40 ↓ 18:30	夕食 水分(200CC)シリタ・投薬									
	20:30 翌朝	吸引・吸入	ボランティア (NS)								
			宿直ヘルパー								

※表の緑の部分がホームヘルプサービスの時間帯。

### （3）現場における医療的ケアの課題

- ①訪問看護は原則週3日間が限界の中でグループホームに配置されている看護師や他の部署から応援に入る看護師にかなりの負担がかかっています。しかし、そこへの正当な報酬評価がない状態です。
- ②気管カニューレを装着できない利用者の気管内の喀痰吸引や人工呼吸器装着者の酸素飽和度の低下による酸素投与等、定時的に対処できない医療的ケアがあるためにグループホームを利用できない実態があります。

#### 【運営上の課題に対する改善要望】

##### （1）世話人・生活支援員の配置基準の見直し！

グループホーム制度本体の制度設計を基本からやり直してほしい。その基本部分とは世話人の配置比を4対1以上（現日中サービス支援型には3対1がある）にするとともに、生活支援員の配置比も2.5対1以上に手厚く改善し、個人単位のホームヘルプを利用しなくても安心して必要な支援（介助）を受けられるようにしていただきたい。

##### （2）重度訪問介護の国庫負担基準の大幅な引き上げもしくは撤廃

重度訪問介護の国庫負担基準が必要な支給量の落し蓋的役割となっているため、必要な人には十分な支給量を提供できるよう大幅な引き上げを行うか、国庫負担基準の撤廃という改善をするべきだと考えます。

##### （3）認定特定行為業務従事者が行える医療的行為の範囲を家族が行える範囲まで拡大を！



前述したように、カニューレ未装着者の気管内の喀痰吸引、人工呼吸器装着者の酸素飽和度が下がった際の酸素投与、点滴の輸液交換等家族が行える医療的行為の範囲まで認定特定行為業務従事者が行うことができるよう拡大していただきたい。そうすることによって医療的ケアが必要な重度の障がい者がグループホームを利用することができます。

## 4. 重度対応型グループホームの制度（基本）設計について

重度対応型のグループホームの場合、重さの内容によって支え方が変わることは当然です。1つは日常生活の多くの場面で身体介助や発作の見守りと対応、中には医療的ケアを必要とする利用者像。そして、2つ目は重い発達障害等により専門的スキルによる支援を必要とする利用者像です。この2つのいずれの場合も特化した建物や設備が必要であり建設費に影響してきます。

ここでは、重度重複障がいのある方のグループホームの人員配置基準について提案します。

#### 【前提として】

##### （1）入居利用者への必要支援時間の確認

- ①平日 240 日（日中活動利用日）、休日 125 日（土日祝祭日・夏季冬季休暇）

※平日の 240 日は常勤スタッフの標準的年間所定労働日数にも該当する

- ②平日、利用者は日中活動の場を利用、休日の日中はグループホーム側で支援。

(2) 生活支援側のサービス提供体制として次の3タイプが考えられる。

- ①グループホームに主として個人単位のホームヘルプサービスを導入して生活支援を組み立てる類型。
- ②グループホームのスタッフだけで生活支援を組み立てる類型。
- ③1つのホームの中で①と②のミックス類型（利用者個々人と時間によって）。

**【重心・重度重複障がい者4人のグループホームで想定、定員増に比例し支援員も増となる】**

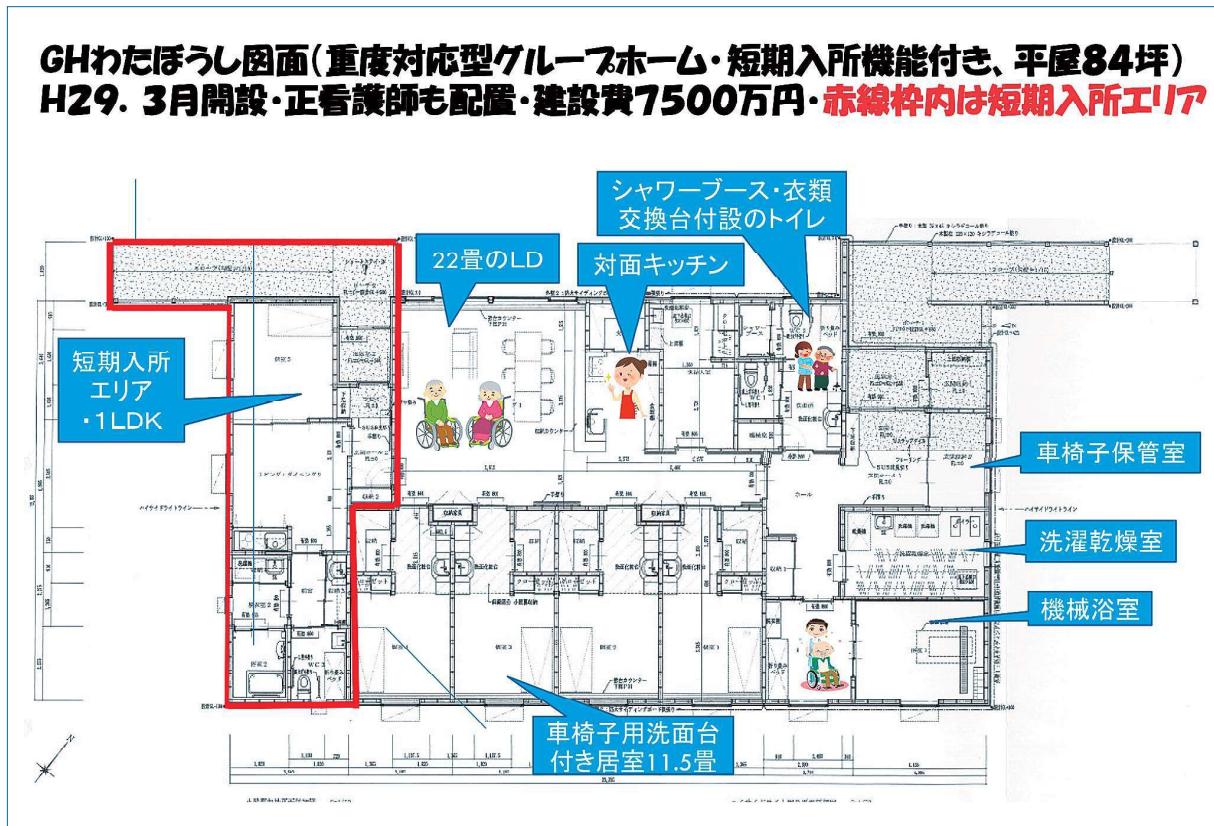
(1) 1つのホームに深夜以外は最低3人以上のスタッフの勤務配置が必要となる。

『場面のイメージとして』

スタッフ1（利用者A入浴～50分・全介助にて着脱衣・洗体洗髪・ドライヤー）

スタッフ2（利用者Bトイレ～15分・移乗・下半身着脱衣・衣類交換台にて清拭）

スタッフ3（利用者C・Dの見守り）



※重度の方が利用するホームほど支援が分業化するのではないか？

（調理・掃除・洗濯といった家事援助 ⇔ 専門的介助・専門的支援）

## (2) 平日・休日の具体的必要勤務時間数

## 【平日の利用者動向と支援者勤務パターン・年間240日】

利用者	ホーム 9H	7H 日中活動	ホーム 8H
世話人 8時間	6:30 4H・家事援助中心	10:30 休憩	15:30 4H 家事援助中心
支援員 8時間	6:45 2.5H	9:15 休憩	16:00 21:30 5.5H
支援員 8時間	6:45 2.5H	9:15 休憩	16:00 21:30 5.5H
支援員 16時間（夜勤）			15:30 24:00 8.5H
0:00 2:00 4:00		9:30 休憩 5.5H	

## 【休日の利用者動向と支援者勤務パターン・年間125日】

※労基法の関係から6時間を越える連続勤務に休憩を付与しなければならず場面的には支援員が2人となる。  
また、全員が車椅子の場合行事等の外出時は他方からの応援が必要となる。

利用者	ホーム 9H	外出も有り 7H	ホーム 8H
世話人 12時間	6:30 6.5H 家事援助中心	13:00 14:00 休憩	19:30 5.5H 家事援助中心
支援員 8時間	8:30 2.5H	11:00 12:00 休憩	17:30 5.5H
支援員 12時間	7:00 2H	9:00 11:00 休憩	21:00 10H
支援員 12時間	7:00 7H	14:00 16:00 休憩	21:00 5H
支援員 16時間（夜勤）			15:30 24:00 8.5H
0:00 2:00 4:00		9:30 休憩 5.5H	

## 【グループホームスタッフ必要年間所定労働時間及び人数】

※常勤スタッフ1人あたりの年間所定労働時間を1,920時間に想定

## 《世話人》

(平日 8H × 240日 = 1920時間) + (休日 12H × 125日 = 1500時間) = 3420時間

※3,420H ÷ 1,920H = 1.78人となるが、会議、研修、各種有給休暇等を考えると週40時間の常勤世話人が2人必要となる。

## 《支援員》

$$(平日 8H + 8H + 16H) \times 240 \text{ 日} = 7,680\text{H} \cdots \cdots ①$$

$$(休日 8H + 12H + 12H + 16H) \times 125 \text{ 日} = 6,000\text{H} \cdots \cdots ②$$

※①+②= 13,680H ÷ 1,920H = 7.13 人となるが、会議、研修、各種有給休暇等を考えると週40時間の生活支援員が8人必要となる。

## (3) 人件費必要額と報酬単位

①人件費必要額……含む法定福利費・各種手当

※1ホームに世話人・生活支援員が10人必要。年間人件費350万円×10人=3,500万円

定員	必要スタッフ	必要人件費(A)	(A)÷定員／365日	利用者1人1日の必要報酬額
4人	世2人・支8人	3,500万円	3,500万円÷4人／365日	23,973円

※この他に、事業管理者・サービス管理責任者の人件費及び事務費が必要となる。

## (4) 重度対応型グループホームの報酬について

①重度重複障がいのある方等が利用するグループホームには就寝している深夜以外には常時3人以上の生活支援員が必要となり、外出場面では1対1となるため更に増員が必要となります。

②スタッフの人数としては世話人2人、生活支援員8人の配置が必要となり、利用定員5人以上になると生活支援員の増員が必要です。支援区分6の利用者に対する生活支援員の現行の配置比率は2.5対1となっていますが、利用者4人に対して最低8人の生活支援員が必要なわけですから配置比率を利用者1人に対して職員2人以上とすべきです。

③世話人2人、生活支援員8人の人件費だけで年間3,500万円が必要となり、事業管理者・サービス管理責任者分の人件費及び事務費を考えると利用者1日あたりの自立支援費報酬は25,000円を超える額となります。いかに現行の制度上の報酬設計が脆弱でとても重度障がいのある方が利用できる実態がないことが分かります。

## 5. おわりに代えて

グループホームの制度が我が国に登場したのは、1989年（平成元年）の10月です。制度名は「知的障害者地域生活援助事業」でした。1か所あたりの年間運営費は約242万円で当初予算は全国で100か所分（400人分）だったと記憶しています。あれから33年が経過し、いまでは約14万人が利用しており制度としてもかなりの発展と成長があったと思っています。しかし、平成11年に伊達肢体不自由児者父母の会のお母さんから聞かされた「私たちの子どもには養護学校を卒業した後、通う場所も暮らす場所もないのです……」という言葉とその現実から測るとまだまだ十分ではありません。どんなに障がいが重くとも、利用者とその家族が安心して利用し、そして事業者も安心して運営できるグループホームのあり方について議論する場が足りないと感じています。どうか全国肢体不自由児者父母の会連合会の中にグループホーム部会の設置を切に望みおわりの言葉といたします。

